

平成 28 年第 2 回 (11 月)

伊 豆 市 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 28 年 11 月 1 日 開会

平成 28 年 11 月 1 日 閉会

平成28年第2回(11月)伊豆市議会臨時会会議録目次

第1号(11月1日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○臨時議長の紹介及び挨拶	3
○市長挨拶	3
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○仮議席の指定	4
○議長の選挙	4
○議席の指定	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○副議長の選挙	7
○常任委員会委員の選任	9
○各常任委員会正副委員長互選結果の報告	10
○議会運営委員会委員の選任	10
○一部事務組合議会議員の選挙	11
○報告第12号、報告第13号の上程、説明、質疑	12
○閉会中の所管事務調査の申し出	17
○閉会宣告	18
○署名議員	19

平成28年第2回(11月)伊豆市議会臨時会

議事日程(第1号)

平成28年11月1日(火曜日)午前9時30分開会

◎臨時議長の紹介及び挨拶

◎市長挨拶

- 日程第 1 仮議席の指定
日程第 2 議長の選挙
日程第 3 議席の指定
日程第 4 会議録署名議員の指名
日程第 5 会期の決定
日程第 6 副議長の選挙
日程第 7 常任委員会委員の選任
日程第 8 議会運営委員会委員の選任
日程第 9 一部事務組合議会議員の選挙
日程第10 報告第12号 専決処分の報告について(交通事故に伴う損害賠償の額の決定)
日程第11 報告第13号 専決処分の報告について(施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)
日程第12 閉会中の所管事務調査の申し出

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	波多野 靖 明 君	2番	山 口 繁 君
3番	星 谷 和 馬 君	4番	間 野 みどり 君
5番	鈴 木 正 人 君	6番	下 山 祥 二 君
7番	杉 山 武 司 君	8番	三 田 忠 男 君
9番	青 木 靖 君	10番	永 岡 康 司 君
11番	小長谷 順 二 君	12番	小長谷 朗 夫 君
13番	西 島 信 也 君	14番	杉 山 誠 君
15番	森 良 雄 君	16番	木 村 建 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	菊	地	豊	君	副	市	長	本	多	伸	治	君			
教	育	長	西	井	伸	美	君	総	務	部	長	伊	郷	伸	之	君
建	設	部	長	齋	藤	満	君									

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	植	田	博	昭	次	長	杉	山	和	啓
主	査			滝	川	和	代						

◎臨時議長の紹介及び挨拶

○**議会事務局長（植田博昭君）** 皆さん、おはようございます。議会事務局長の植田でございます。

本臨時会は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、森良雄議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

〔臨時議長 森 良雄君席に着く〕

○**臨時議長（森 良雄君）** ただいま御紹介をいただきました森良雄です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

◎市長挨拶

○**臨時議長（森 良雄君）** それでは初めに、初議会に当たり、市長に挨拶をお願いします。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○**市長（菊地 豊君）** 皆さん、おはようございます。

本日は、新しい議員構成による伊豆市議会のスタートでございます。

私が申し上げるまでもなく、地方行政は執行機関である市長とそれから議会でございます皆さんとの二元代表制になっています。執行部の長である私には提案権しかございません。決定権は議会のほうにございます。私どもは自信を持って政策をまとめ上げ、提案させていただき、そして同じく市民を代表する皆さんには、真摯に積極的に活発に議論いただき、その中から伊豆市民の将来にとって最適な政策が決定されることを切に望む次第でございます。最後までよろしくお願いいたします。

○**臨時議長（森 良雄君）** ありがとうございます。

開会 午前 9時32分

◎開会宣告

○**臨時議長（森 良雄君）** 本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまより、平成28年第2回伊豆市議会臨時会を開会いたします。

なお、議案説明のため地方自治法第121条の規定により、市長以下職員の出席を求めましたので報告いたします。

◎開議宣告

○**臨時議長（森 良雄君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（森 良雄君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（森 良雄君） 日程第2に移りますが、さきの私たちの24日の市長の祝辞では、市長の任期がどうもあと3年半というふうに理解いたしました。我々の責任はますます重大になってきたと思います。

ひとつ慎重にこれから進めたいと思います。

議長の選挙に入りますが、議長の立候補者はいるのでしょうか。いないようでしたら、私、森良雄が立候補いたします。

それでは、日程第2、これより議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

〔「議長」と言う人あり〕

○臨時議長（森 良雄君） はい、どうぞ。

○16番（木村建一君） 議長席で議長立候補することがちょっとわからないもので、すみません、休憩していただいてね、議事整理をちゃんとやっていきたいと思いますが、皆さんいかがですか。休憩動議です。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（森 良雄君） 別に、必要はないと思いますが、いかがですか。

〔「動議が成立したんだから、それを諮ってくださいよ。議会のルールどおりやってください」と言う人あり〕

○臨時議長（森 良雄君） 動議が成立したって、動議に賛成かどうか僕は何も聞いていませんよ。

〔「休憩動議をやったもので、それについて今、賛成した方が今、御存知のように今聞きましたので、休憩動議をやっていいかどうか……」
と言う人あり〕

○臨時議長（森 良雄君） 動議が出ました。

休憩を求める動議でした。

賛成の方おられますか。

〔「起立を求めてください」と言う人あり〕

○臨時議長（森 良雄君） 起立してください。

〔起立多数〕

○臨時議長（森 良雄君） 動議は成立しました。

どうぞ、休憩に入ります。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時55分

○臨時議長（森 良雄君） 休憩を閉じます。

先ほどこの席で私が表明した立候補については、取り消させていただきます。

それでは議事を進行します。

日程第2、これより議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（森 良雄君） ただいまの出席議員数は16人です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（森 良雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（森 良雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（森 良雄君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼に応じて順次投票することになっておりますが、投票に支障がないと思われますので、仮議席番号順に1番の議員から、順次投票願います。

〔投票〕

○臨時議長（森 良雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（森 良雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（森 良雄君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、1番波多野靖明議員、及び2番山口繁議員を指名します。

波多野靖明議員、山口繁議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○臨時議長（森 良雄君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 15票

無効投票 1票

有効投票のうち、三田忠男議員 10票

森良雄議員 3票

小長谷朗夫議員 1票

永岡康司議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、三田忠男議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました三田忠男議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長当選の承諾及び就任の挨拶をお願いいたします。

三田忠男議員。

〔議長 三田忠男君登壇〕

○議長（三田忠男君） おはようございます。

ただいま行われました議長選挙におかれまして、私、三田、その栄誉を賜りましたことに身に余る光栄であります。議員各位の御支援、御鞭撻を御芳情に対しまして心から御礼申し上げます。

今後は、重責であります議長職といたしまして、議会基本条例を基本とし、議会は行政を監視するとともに市民の代表者として市民の皆様の声を聞き、市民とともに豊かなまちづくりを進めてまいりたいと思っております。伊豆市民のための議会、その運営に邁進したいと存じます。議員の皆さんにおかれましては、なお一層の御支援、御鞭撻、重ねてお願い申し上げます。

また、市民の皆様、行政機関、報道機関、関係者におかれましても、格段の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○臨時議長（森 良雄君） それでは、新議長が決定いたしましたので、臨時議長の職務は終了いたしました。御協力ありがとうございました。

三田議長、議長席に着席願います。

なお、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き議会を開きます。

◎議席の指定

○議長（三田忠男君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三田忠男君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。3番星谷和馬議員、4番間野みどり議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（三田忠男君） 日程第5、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（三田忠男君） 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（三田忠男君） ただいまの出席議員は16人です。

投票用紙を配付いたします。

お願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（三田忠男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） よろしいでしょうか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（三田忠男君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼に応じて順次投票することになっておりますが、投票に支障がないと思われますので、議席番号順に1番の議員から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（三田忠男君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（三田忠男君） それでは、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定より、立会人に、5番鈴木正人議員、及び6番下山祥二議員を指名します。

鈴木正人議員、及び下山祥二議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（三田忠男君） 投票の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 15票

無効投票 1票です。

有効投票のうち、永岡康司議員 8票

小長谷順二議員 7票です。

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、永岡康司議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました永岡康司議員が議長におられます。会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

永岡康司議員、副議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○副議長（永岡康司君） 10番、永岡康司でございます。

永岡康司、御支援いただきましてまことにありがとうございます。

現在、伊豆市におきましては、緊急の課題といたしまして文教ガーデンシティ構想、それ

から一般廃棄物処理施設、オリンピック・パラリンピック、人口減少、少子高齢化対策等、大変な課題が山積しております。

副議長に選ばれました以上、議長の補佐役として精一杯務めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時35分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎常任委員会委員の選任

○議長（三田忠男君） 日程第7、常任委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時36分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付した名簿のとおり指名いたします。

職員に朗読させます。

○議会事務局長（植田博昭君） 常任委員会委員の選任について、常任委員会委員を次のとおり選任するものとする。

第1委員会、星谷和馬議員、鈴木正人議員、下山祥二議員、杉山武司議員、青木靖議員、永岡康司議員、小長谷順二議員、森良雄議員。

第2委員会、波多野靖明議員、山口繁議員、間野みどり議員、三田忠男議員、小長谷朗夫議員、西島信也議員、杉山誠議員、木村建一議員。

平成28年11月1日提出、伊豆市議会議長、三田忠男。

○議長（三田忠男君） ただいま指名しました議員を各常任委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任しました各常任委員は、次の休憩中それぞれ委員会を開催し、委員会条例第8条第2項の規定により正副委員長の互選を行い、速やかに委員会構成を終了し、報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時16分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎各常任委員会正副委員長互選結果の報告

○議長（三田忠男君） 休憩中、各委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告させます。

事務局長、お願いします。

○議会事務局長（植田博昭君） 報告いたします。

第1委員会委員長に青木靖議員、副委員長に杉山武司議員。

第2委員会委員長に木村建一議員、副委員長に間野みどり議員。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で常任委員会委員の選任を終わります。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（三田忠男君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りします。

委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付した名簿のとおり指名いたします。

職員に朗読させます。

○**議会事務局長（植田博昭君）** 議会運営委員会委員の選任について。

議会運営委員会委員を次のとおり選任するものとする。

山口繁議員、下山祥二議員、青木靖議員、小長谷順二議員、小長谷朗夫議員、木村建一議員、永岡康司議員。

平成28年11月1日提出、伊豆市議会議長、三田忠男。

○**議長（三田忠男君）** ただいま指名しました議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任いたしました議会運営委員は、次の休憩中に委員会を開催し、委員会条例第8条第2項の規定により正副委員長の互選を行い、速やかに委員会構成を終了し、報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時28分

○**議長（三田忠男君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告させます。

事務局長、お願いします。

○**議会事務局長（植田博昭君）** 報告をいたします。

議会運営委員会委員長に小長谷朗夫議員、副委員長に下山祥二議員。

以上でございます。

○**議長（三田忠男君）** 以上で議会運営委員会委員の選任を終わります。

◎一部事務組合議会議員の選挙

○**議長（三田忠男君）** 日程第9、一部事務組合議会議員の選挙を議題といたします。

これより、一部事務組合議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**議長（三田忠男君）** 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 30 分

再開 午前 11 時 30 分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

駿東伊豆消防組合議会議員には、小長谷順二議員、杉山武司議員、お願いいたします。

伊豆市沼津市衛生施設組合議会議員には、波多野靖明議員、間野みどり議員、西島信也議員、杉山誠議員を指名いたします。

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会議員には、先ほどと同様の波多野議員、間野議員、西島議員、杉山誠議員を指名いたします。

駿豆学園管理組合議会議員は、議員の中から選挙することになっておりますが、従来から議長の職にある者を選出する例となっておりますので、私が当たります。

よって、ただいま指名いたしました議員が当選されました。

各一部事務組合議会議員に当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午前 11 時 37 分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第12号、報告第13号の上程、説明、質疑

○議長（三田忠男君） 日程第10、報告第12号 専決処分の報告について（交通事故に伴う損害賠償の額の決定）及び日程第11、報告第13号 専決処分の報告について（施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）の2件を一括として議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第12号及び第13号は地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項に指定された事件として処理したことから、同条第2項の規定により議会

に御報告するものでございます。

事故の詳細について、それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 本件の報告について、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。次に、建設部長。

お願いします。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） 総務部長の伊郷と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、報告第12号の専決処分についての補足説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

こちらが専決処分書になります。

今回の損害賠償額の決定でございますが、損害賠償の額103万2,013円。損害賠償の相手の方はそちら記載の方となります。事故の発生年月日及び発生場所でございますが、本年4月20日午前9時12分ころ、場所につきましては次のページの裏面、4ページをごらんいただきたいと思っております。

場所と概要を同時に説明させていただきます。

この市役所の向かいの別館になります。別館の駐車場から職員が市道横瀬大平線へ出ようとしたところ、大平方面から横瀬方面へ直進していた車に接触したと。職員の出るときの不注意により接触してしまったということでございます。

なお、相手方の車の物損につきましては、6月議会で和解と物損の損害賠償の額の報告をさせていただいております。今回、人身に伴うけがの治療が終わったということで、今回はこの103万2,013円はけがの治療ということで損害賠償の額として決定するものでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

〔建設部長 斎藤 満君登壇〕

○建設部長（斎藤 満君） 改めまして、皆さんこんにちは。

建設部長の斎藤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは私からは、報告第13号 専決処分の報告（施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）について補足説明をさせていただきます。

議案書は5ページからになります。

6ページが専決処分書となります。

今回の損害賠償の額は4万9,702円です。相手方につきましては専決処分書に記載のとおりでございます。

それでは、その裏の8ページに位置図及び事故状況図を添付してございますので御確認ください。

それでは、内容につきまして説明させていただきます。

平成28年7月26日火曜日の午後8時ころ、夜ですね、夜の8時ころ市道大平柿木本柿木線の伊豆市大平柿木1152の1番地付近におきまして、隣接する山林より落下したと思われる石が道路上にあり、この石に帰宅途中の専決処分書に記載の車両が乗り上げ、運転席側の前後のタイヤ及びホイールを破損したため、その修理代金4万9,702円を支払うという内容でございます。

なお、過失割合は伊豆市5割、相手方5割です。

事故の状況をもう少し詳しく申し上げますと、事故の発生場所は国道より当該市道を西に1.6キロメートルほど入った落越橋バス停付近のセンターラインのある片側一車線の道路で、帰宅途中の被害者は制限速度40キロメートルの市道を時速30キロから40キロメートルで走行中、道路上にあった約30センチメートルの石に運転席側が乗り上げ、運転席側の前後のタイヤ及びホイールを破損したものです。

事故の報告を受けまして、職員が現場状況を確認しましたところ、これは昼間ですが、隣接する山側、民有林の斜面に道路上にあったものと同様の石が点在していることを確認できました。このため、この斜面より落下・落石したものと判断いたしました。

現場の状況は、落石のあった場所がちょうど山林への進入路となっております。また、山林は昨年の暮れに地主によりまして樹木の伐採が行われ、下草だけの状態となっていました。添付の位置図ですが、その丸が事故現場として丸を記してありますが、その中に進入路がわかります。

また、その丸の中でちょうど谷状になっているところがございます。この進入路から山頂に向かいまして50メートルくらいがきれいに伐採されておきまして、斜面に石が確認されました。この斜面から何らかの原因により石が転がってきたのではないかと推測されます。

対応策といたしまして、事故発生場所の山側斜面に地主の了解を得まして、仮設の簡易柵と安全ネットを設置し、安全を確保してございます。また今後、本設での落石防護柵設置を計画しております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（三田忠男君） 以上で説明を終わります。

ただいまの説明に対し、確認事項等がございましたら発言を許します。

発言はありませんか。

森議員。

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） この専決処分の報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づくもので、議会の権限に属する軽易な事項として議会の議決により市長に委ねた案件であります。

よって、正規な質疑ということではなく、あくまでも報告内容に対する説明を求める発言のみ許可することが、議会運営面、法律面から適当とされていますので申し上げます。

お願いします。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

2つお聞きしたい。

まず、12号について。8対2ということなんで、この被害者の2というのはどういう点、何が考えられたのか。

それから、13号について。こちらは5対5ということなんですけれども、5対5というと、総額10万円ぐらいの損害だと思うんですが、タイヤ2本とホイールで10万円もするのかどうなのか。

それと、この今、最後に落石防止柵を講じたということなんですけれども、本工事はいつごろ予定しているのか。

それと、この大平柿木の事故なんですけれども、警察は入っていないということなんです。こういう場合どういう方法でね、市へ連絡すればいいのか。なかなか連絡してもやってもらえないのが実情かなと思っておるんですが。迅速な対応がなされておると。そのためには、例えばこれは建設部へ言えばいいのか、例えば12号の場合だったら総務部へ言えばいいのか。

以上、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） すみません、確認させていただきたいと思います。

報告第12号の被害者の方の過失割合認定……

〔「そうじゃないよ、過失割合」と言う人あり〕

○総務部長（伊郷伸之君） 過失割合でよろしいですか。

当然、市の車が出ようとしたということで、過失割合は8割で相手の方が2割。市道を直進していたんですけれども、それでもやっぱり前方をちゃんと確認する必要もあるということで、相手方は2割の過失ということでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（斎藤 満君） それでは、森議員の御質問にお答えさせていただきます。

10万円、タイヤ2本とホイール2本、10万円もするのかということですが、保険屋さん等々、見積もり等が出ております。一応、細かく言いますと9万9,403円の工事見積もりと見積もりが出ておりますので、これの支払いということになります。この2分の1ということになります。

また、落石防護柵の本工事についてはいつごろと。まだ、工事につきましては確定はしておりませんが、なるべく早くしたいと思います。また原因がちょっといろいろな原因が考えら

れるんでしょうけれども、これからも今後も起こり得る可能性があります。現場の山はそのまま、すぐに木が生えるというものじゃありませんので、なるべく早くしたいと思います。

ただ、今仮設でやっておりますが、それでも毎日のようにというか、私も見に行きましたけれども、それほど石は今のところ落ちていませんので、それでもなるべく早くしたいと思います。

そして、警察は入っていないらしいがということですが、御本人さんから、警察から出ました事故証明書は出ております。保険に対して何か必要はないらしいんですけれども建設部としましては、道路管理者といたしましては、やはり本当にそういうものがあつたかということ欲しいものですから、事故証明書をいただきました。これは御本人さんが立ち会って警察から出したものです。

そして、市にどう連絡をすればよいのか。施設管理瑕疵ということですので、その施設の管理部署、道路ですので当然私ども建設部ということになると思います。河川等、その管理の場所ということになります。先ほどの事故については総務のほうでいいかと思えますけれども、建設部のほうへ連絡をいただければと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

5番、鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

○5番（鈴木正人君） 5番、鈴木正人です。よろしくお願いします。

報告の第12号のほうです。

この事案はこの本庁舎の前、別館の間のちょうど市道で起きた事故なんですけれども、お伺いしたいのが、この事故を受けて、まず総務部長のほうから職員の不注意が原因だったという御発言がございましたけれども、そのほかにもこの事故が起きた要因というのは、当然警察も入っていると思うんですけれども、ほかに要因はなかったんでしょうか。

もしその要因があるとすれば、やはりこの市道、交通量もかなり多いんで、やはりその安全も考えますと再発防止というのをやはりかけないと、再発がされるということも懸念されます。やはり市民の方の安全を守るということであれば、その辺の策を講じられたのかどうか、その辺も含めましてお伺いしたいと思います。

お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） その別館の出口のところの接触事故ということで、一旦停止の線もございます。それで、この職員も合流付近では一旦停止を一度してから出ようとしたんですが、どうしても右側にちょっと死界があつたということで、正面にはカーブミラーもご

ざいます、やはり今の状況で対策という、やはりもう一旦停止をしてカーブミラー等を目視で出入りをさせていただくのが最良の策かなと。

そのほかに何かあそこの出入り口で対策ができるかという、別館に限らずこの本庁舎もそうなんですけれども、やはり直進している車のスピード、それがなかなか早いのかなという気もいたしますので、そのあたりの交通安全の呼びかけ、また利用される方への一旦停止の徹底等、呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） いかがですか。よろしいでしょうか。

5番、鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） ここでよろしいですか。

○議長（三田忠男君） はい。

○5番（鈴木正人君） とにかく、今、見通しが悪いという具体的なお話もございました。やはりそこに手を打たなければ、どうしても人間というのは間違いを起こすものですから、その間違いが起きても新たに過ちが起きないようにするための、いわゆるポカよけといいますか、そのところをやはり含めて対策はとっていただいて、市民にやっぱり安心を与えていただく。その辺をやはり職員の方だけでなく、庁舎を利用される市民の方々も含めて、安全を担保できるように考えていただければと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） ないようですので、以上で本件の報告を終わります。

◎閉会中の所管事務調査の申し出

○議長（三田忠男君） 日程第12、閉会中の所管事務調査の申し出を議題といたします。

お諮りします。

各常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

申し出のとおり認めることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査をすることに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時57分

◎閉会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で、本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

なお、広報委員会の委員の選任については、全員協議会で選任することになっております。
本会議終了後、全員協議会を開催いたします。

これにて平成28年第2回伊豆市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時57分